

#### 4 監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年12月13日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第19条第1項及び第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年1月27日

福岡市監査委員	大原 弥寿男
同	尾花 康 広
同	水町 博 之
同	本野 正 紀

##### 1 監査報告と措置の件数

3 監査公表第4号（令和3年5月27日付福岡市公報第6772号（別冊3）公表）分

・・・1件

##### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（工事監査）

##### 1 福岡市施設整備公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>金属製建具工事の積算を適正に行うべきもの</p> <p>アイランドシティ地区小学校（仮称）校舎棟新築工事 [総合評価] [No.1]</p> <p>（契約金額24億174万5,040円）</p> <p>本工事は小学校の新築工事である。</p> <p>金属製建具工事の積算において、一部建具の数量を誤って計上し、また、一部建具について、見積比較表から積算額内訳書に転記する際の入力を誤った結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>（施設課， 財政局施設建設課関連）</p>	<p>福岡市施設整備公社施設課では、今回の指摘内容を財政局と共有するとともに、主管課として複数の職員による確認を行うことで、令和3年7月から精査体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p> <p>（施設課）</p> <p>今回の指摘内容を令和3年7月に実施した課内会議等で周知するとともに、策定している「建築設計・積算業務の精度向上の取組み」の更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めている。</p> <p>（財政局施設建設課）</p>